○環境省令第三号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

環境大臣　石原　宏高

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（洋上風力環境調査室）	（洋上風力環境調査室）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2　洋上風力環境調査室は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関する事務をつかさどる。	2　洋上風力環境調査室は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）の整備に係る海域の利用のための環境の保全の観点からの海洋環境等の調査に関する事務をつかさどる。
3　（略）	3　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○財務省告示第五十四号

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月六日

財務大臣　片山さつき

「年二・五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

○財務省告示第五十五号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和八年一月財務省告示第十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月六日

財務大臣　片山さつき

四十七中「一、〇〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨一二円」を「一〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨一二五円」に改める。

○厚生労働省告示第七十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。
(1)～(704)　（略）	(1)～(704)　（略）
(705)　ドラビリン・イスラトラビル水和物	（新設）
(706)～(1271)　（略）	(705)～(1270)　（略）
九　（略）	九　（略）

○厚生労働省告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条第一項の規定に基づき、指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（服薬状況等の確認）	（新設）
第六条の二　医師等は、診察を行うに当たり、患者の服薬状況及び薬剤服用歴につき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第一項に規定する電磁的記録、同条第三項の情報若しくは同条第五項の情報又は患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳（次項において「薬剤情報等」という。）を活用する方法により確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。	